

7. その他

各委員の意見	関係資料
<p>おほまいいん 【大濱委員】</p> <p>しょう しゃせいとくいかくすいしんかいぎ こんご しんぎ 2. 障がい者制度改革推進会議での今後の審議について すいしんかいぎ けんとう せいさくぶんや じゅんぱん (1) 推進会議で検討する政策分野の順番 そしょうげんこくだん こうせいろうどうしょう きほんごうい おそ へいせい ねん がつ しょうがいしゃじりつしえんほう はいし あら そうごうてき</p> <p>○訴訟原告団と厚生労働省との基本合意では、「遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な ふくしほうせい じっし か あたら ほうあん へいせい ねん つうじょうこっかい ていしゅつ ばあい ねん じかん 福祉法制を実施する」と書かれています。しかし、新しい法案を平成24年の通常国会に提出する場合でも、あと2年しか時間が ありません。</p> <p>○また、基本合意では、「自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする」と書かれています。 ⇒よって、 しょうがいふくし きょういく せいとくいかく きほ おお かんが せいさくぶんや ・障害福祉サービスや教育など、制度改革の規模が大きくなると考えられる政策分野 じりつしえんいりょう きんきゅう たいおう かいだい せいさくぶんや ・自立支援医療など、緊急に対応しなければならない課題がある政策分野 ゆうせん けんとう かんが</p> <p>から優先して検討しなければならないと考えます。</p> <p>せいしんいりょう しょうがいしゃいりょう ぜんぱん ぎろん (2) 「精神医療」だけではなく「障害者医療」全般の議論を ぜんかい かいごう ていしゅつ ひがしさんよ さくせいしりょう けんとうこうもく せいしんいりょう あ</p> <p>○前回の会合で提出された東参与の作成資料では、検討項目の1つとして「精神医療」が挙げられています。</p> <p>しょうがいしゃ かん いりょう もんだい せいしんいりょう ○しかし、障害者に関する医療の問題は、精神医療だけではなく、 なんびょう げんいん ちりょうほうほう ふじしょうがい さいせいりょう たいしょうしゃ すく びょうき たい ぐすり きしょうしゅべいよういやくひん ・難病の原因や治療方法、不治障害の再生医療、対象者の少ない病気に対する薬（希少疾病用医薬品、オーファン・ かいはつ けんきゅう すす ドラッグ）の開発などの研究がなかなか進んでいないこと。 きかんせつかい おこな ほうほう ひしんしゅうてきようあつかんき じゅうどしょうがいしゃ せいかつ しえん しゅほう ふきゅう ・気管切開を行わない方法（非侵襲的陽圧換気、NPPV）で重度障害者の生活を支援する手法がなかなか普及していないこと。 そんげんし ちゃくしょうまえしんだん もんだい ・尊厳死や着床前診断の問題。 などもあります。 ⇒よって、 せいしんいりょう きょうせいしゅうよう きょうせいかいにくう もんだい ちいきせいかつしえん すいしん げんてい ひろ しょうがいしゃいりょう ぜんぱん ・精神医療（強制収容や強制介入の問題、地域生活支援の推進など）に限定するのではなく、広く「障害者医療」全般 けんとう について検討するべき。 せいしんいりょう べつ しょうがいしゃいりょう ぜんぱん けんとう ・または、「精神医療」とは別に「障害者医療」全般について検討するべき。 かんが だと考えます。</p>	

【小川委員】

ちゅうおうしょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかいなら ちほうしょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかい きてい こんご かたとう けんとう ひつよう
1. 中央障害者施策推進協議会並びに地方障害者施策推進協議会の規定については今後のあり方等の検討が必要である。

【勝又委員】

だい1かい すいしんかいぎ すすめかた 「いそいで」 ごせつめい わたし ぎろん にゅうねん おこない みちすじ
第1回の推進会議の進め方について、『ゆっくりと急いで』というご説明でした。私はそれを、議論は入念に行いながらも改革への道筋は
かくじつ いしひょうめい うけとりました
確実につけていくという意志表明だったと受け取りました。

だい1かい かいごう こうせいじん ほう はつげん ぎろん おわらせて もくひょう もくひょう
第1回の会合で構成員の方からも発言がありました。議論しただけで終わらせてはなりません。そのためには、目標をさだめ、その目標
ひつよう ぎろん さぎょう ちやくじつ すすめて かっこ いし じつこうせい けいかく ひつよう こうせいじん
に必要な議論と作業を着実に進めていく確固たる意志とより実効性のある計画が必要だとおもいます。構成員のみなさんひとりひとり
かっこ いし けいかく ひがしつちよう すいしんかいぎ じゅんび ぎろん たたきだい ていじ
確固たる意志はあるとおもいますので、あとは計画です。東室長には推進会議が準備すべきこと議論すべきことをたたき台としてご提示い
ただきましたが、法律の改正や成立が軸となっているように拝見しました。個別の政策は法律の成立と財源の確保により実現するもので
しょう。それならば、障害者権利条約の批准をひとつの目標として、工程表を作成すべきだとおもいます。

こうていひょう ほうりつかいせいあん こっかいていしゆつよていじき めいき たいみんぐ すいしんかいぎ じき
工程表には、法律改正案の国会提出予定時期の明記とそのタイミングにあわせるためには推進会議ではどの時期までに結論をまとめる
ひつよう ぐたいてき たっせいじこう じき めいき なつ かいかくほうしん かくぎけつてい じき じゅんび
必要があるかなど具体的な達成事項と時期を明記します。夏をめどに改革方針を閣議決定するのであれば、なにをどの時期までに準備しな
ければならないのかも明記しなければなりません。工程表は具体的に作成され、やるべきことが明らかになってはじめて、それらをどのよ
うに達成することができるかを考えることができます。おのずと、分業による効率化を考えなければなりません。工程表に
もとづきます そうき ぶかい しきくぶんやべつ そしき ていあん ふくすう ぶかい ぶんたん いっていきかん
基づきますが、わたしは早期に部会（施策分野別）を組織することを提案します。複数の部会でやるべきことを分担し、一定期間にそれぞれ
ぶかい あたえられたかだい たっせい 「いそいで」 じつげん
の部会が与えられた課題を達成することで、『ゆっくりと急いで』が実現するものとおもいます。

しょう どうじしゃ こうせいじん ほんかいぎ すすめかた こんごぎょうせい おこなうかいぎ もでるけーす きろく ないかくふ た
また、障がい当事者を構成員とする本会議における進め方は、今後行政が行う会議のモデルケースとして記録され、内閣府より他の
しょうちよう じょうほうていきよう のぞみます
省庁へと情報提供されるよう望みます。

かいぎかいさいじゅんび りゅういてん かいじょしゃ しゅわつうやく こうじゆつひつき かいぎ じつし まにゆある さくせい
会議開催準備における留意点をまとめ、介助者や手話通訳・口述筆記など、インクルーシブな会議の実施のためのマニュアルを作成し
ていただきたい。障がい当事者のみなさんは、事務局に対して積極的に要望を出していただき、事務局はその要望を構成員に開示してい
ただきたい。事務局には本会議に投入可能なマンパワーと財源についても、開示していただき、構成員が受け身の態度に陥らないように、
こうせいじん せきにん じかく
構成員の責任を自覚させてほしい。

【川崎委員】

しょうがいしゃ かんするきほんしきく さべつきんしほう ぎやくたいぼうしほう ほうせいど かくりつ しきく くわえる おもいます
「障害者に関する基本施策・差別禁止法・虐待防止法」法制度の確立と施策を加えるべきと思います。

【北野委員】

「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか③

- ・都道府県レベルでの、各種差別に関する行政型救済機関及び自治体レベルでの権利擁護支援機関は差別禁止法と虐待防止法で位置づける
- ・特に当事者活動である本人活動や自立生活センター活動や各種セルフヘルプグループ活動等に対する市民的理解・関心を啓発する共に、広く国内や国際的な権利擁護活動やエンパワーメント活動に財政的及び社会的な基盤を提供する

【清原委員】

- 理念として含まれるべき内容について

(1) 基本法の理念や基本的な考え方の中には、障害者の権利主体性、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、スティグマの徹底排除などの考え方が含まれると考えられる。

(2) 現行基本法は、障害者を、相対的に受動的な存在と位置づけているかのような文言もあり、改める必要があるように考える。
- 自治体の立場から留意して検討していただきたい視点・論点について

(1) 自治体行政を担い、地域で障害者福祉を協働で進めている立場からは、障害者制度のあるべき目標や理念と、現実との乖離現象に対して、どのような方法や手段で解消していくべきか、困難を感じる場合がある。

したがって、基本的には理念を共有しつつ、現実の諸場面でどのように理念の実践を図っていくかということが重要であり、そうした観点から、基本法と個別法の枠組みの整理が不可欠である。

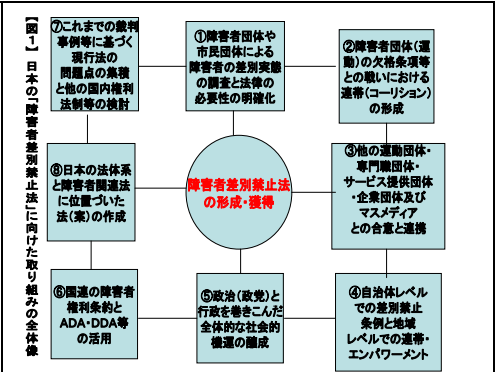
理念を中心とした基本法を議論することと、実践に結び付く個別法を議論することが、有機的に連携・連動し、基本法で示す理念の具現化が最大限配慮される必要がある。

(2) 一般的にみられる理念と現実の葛藤がある具体的な事例から考え、地域の摩擦や葛藤を解消する視点と具体策が求められる。

たとえば、市民が生活する地域社会においては、障害者問題は、総論は賛成するが、各論・個別問題となると是々非々という現実には遭遇することは少なくない。最も端的な例は、障害者施設整備に係る近隣住民の反応である。こうした場合、障害者福祉に理解を持つことと、実際に施設が近隣に設置されることを受け入れ難く思う心理との相克の中で、地域住民同士の良好な相互関係が不調となると言う、悲しい現実も少なくない。

ただし、そうしたケースにおいても、対立的構造は一時的なものであり、経過の紆余曲折の中で、ある時の反対住民が一転、強力な支援者になる場合もある。日常生活の中での何気ない連帯、支えあい、合意の経験を生み出すことや、そうした地域風土の醸成が非常に重要であると痛感している。こうした、現実を踏まえた検討が望まれる。

(3) 合意の形成ということについては、法制度等において、国民、行政、事業者等に「義務」や「責務」として、ある価値観が



きてい きせいてき せいど ひつよう ばあい ひと ひと たいどうてき かんけい じつたいてき けいせい なか
 ら規定するような、規制的な制度は必要な場合もある。しかしながら、人と人との対等的な関係が実態的に形成されない中で
 かちかん きてい お う と ないざいてき はいじょいしき そうちよう よういん
 は、そうした価値観の規定はともすると「押しつけ」として受け止められ、内在的な排除意識を増長させる要因にもなりかねない。
 しょう しゃ とくべつ ほごてきたいしょう きょうちよう ばあい へいがい い ほご じりつしえん たいせつ
 これは、障がい者を特別な保護の対象として強調しすぎる場合の弊害と言える。保護と自立支援のバランスが大切である。
 かのう かぎ にちじょう ちいきせいかつ なか しょう しゃ ぶく じゅうみんどうし たいとう かんけいせい こうちく すいしん
 そこで、可能な限り、日常の地域生活の中での障がい者を含む住民同士の対等な関係性の構築を推進していくための
 ふだん とく ひつよう みたかし ばあい しょうがいしゃじりつしえんほう けいき せつりつ しょう しゃちいきじりつしえんきょう
 不断の取り組みが必要である。たとえば、三鷹市の場合、障害者自立支援法を契機として設立された「障がい者地域自立支援協
 ぎかい じゅうみんしゅたい ちいき とく にちじょうてき かんけいせい かくほ
 議会」や住民主体の「地域ケアネットワーク」の取り組みなどが、そうした日常的な関係性を確保しつつ、ソーシャルインクル
 ぐげんか つな きたい
 ージョンやノーマライゼーションの具現化に繋げることができるのではないかと期待している。

ふき かいぎ すず かた
 付記：会議の進め方について

たんきかん いってい ほうしん ひつよう こうせいいん かず おお しょう とうじしゃ こうせいいん てきせつ じょうほうほしょう
 ○短期間で一定の方針のとりまとめが必要なこと、構成員の数が多いこと、障がい当事者の構成員への適切な情報保障が
 ひつよう じょうけん たんきかん しゅうちゅうてき かいぎ かいさい かい かいぎ じかんていど よてい
 必要なこと、などの条件から、短期間に集中的な会議の開催と1回あたりの会議が4時間程度の予定ということですが、この
 ばあい こうせいいんかくい しゅうちゅうりょく じぞく しんぱい ひとり はつげんじかん みじか かのうせい たか かんが
 場合、構成員各位の集中力の持続が心配され、一人あたりの発言時間が短くなる可能性も高いということが考えられま
 とうめん こうせいいんそうご めんしき しんらいかんけい こうちく ぜんたいかい ひつよう おも はや だんかい しょうにんすう みつど
 す。そこで、当面は、構成員相互の面識や信頼関係の構築のため全体会は必要と思いますが、早い段階で、少人数の密度
 たか ぎろん きかい つく ないよう ぜんたいかい きょうゆう ろんてん せいり きょうぎ ぶか かいぎうんえい くふう けんとう
 の高い議論の機会を作り、その内容を全体会で共有し、論点を整理し協議を深めていくといった会議運営の工夫もご検討く
 ださい。

まとういん
【佐藤委員】

ぜんたい ろんてんこうもく ついか

1 全体の論点項目にさらに追加を

がつ にち だいいっかいすいしんかいぎ だい ひがしさんよさくせいしりょう
 1月12日の第1回推進会議での「たたき台」(東参与作成資料)は
 せいり おも つぎ しょてん じゅうよう おも
 よく整理されていると思いますが、さらに次の諸点も重要と思います。

- (1) 障害児福祉(「障がい者総合福祉法」に含める場合でも児童福祉法に戻す場合でも課題の一つに掲げる方がよいと思います。)
- (2) 障害者実態調査
- (3) 国際協力
- (4) 政策・計画策定への当事者参加

きほんほう かいせいこうもく ついか
 (2)～(4)を基本法の改正項目に追加する

2 (9) その他基本法全般

みなお さい つぎ いけん さんしょう
 見直しに際して次の意見を参照してほしい。

ばっぼんかいせい あ きほんしてん
＜抜本改正に当たっての基本視点＞

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん しゃ い げんこう しょうがいしゃきほんほう ぜんめんはいし あら しょうがい ひと
・障害者権利条約の批准を視野に入れ、現行の障害者基本法は全面廃止し、新たに、障害のある人
けんり じゅう ていぎ しょうがい ひと じんけん きほんてきじゅう しょうがい ほか もの びょうどう
の権利と自由を定義した、障害のある人のあらゆる人権と基本的自由、障害のない他の者との平等の
きほんほう さだ
基本法として定める。

あら きほんほう しょうがいしゃさくかんれんほうき た いっぱんほうれい しょうがいかんれんほうき げんそきてい
・新たな基本法は、障害者施策関連法規、その他の一般法令における障害関連法規の原則規定とし
かんれん めいかく いちづ
て、その関連を明確に位置付ける。

あら きほんほう しょうがい ひと せいかつ ろうどう じょうほう こみゆにけーしょんとう しゃかいせいかつ
・新たな基本法は、障害のある人のあらゆる生活、労働、情報、コミュニケーション等の社会生活におけ
けんり じゅう ほしじょう さべつてつぱい じっし すいしん きほんほう さだ
る権利と自由の保障ならびに差別撤廃の実施・推進の基本法として定める。

あら きほんほう ふかけつ ようそ
＜新たな基本法に不可欠な要素＞

しょうがい ていぎ
・障害についての定義
いがかもでる ちゅうしん しょうがい ていぎ とうきゅうなど はんてい こんぼんてき あらた
…これまでの医学モデルを中心とした障害の定義ならびに等級等の判定を根本的に改め、
しょうがいしゃけんりじょうやくおよ だぶる えいち おー あい しー えふ しゃかいもでる してん かんきょう そうごさよう
障害者権利条約及びWHOのICFの社会モデルの視点をもとに、環境との相互作用として
あら しょうがい ていぎ さだ
とらえる新たな障害の定義を定める。

けんり じゅう ていぎ
・権利と自由についての定義
しょうがいしゃけんりじょうやく さだ じんけん きほんてきじゅう しょうがい もの びょうどう きほん
…障害者権利条約に定められた、あらゆる人権、基本的自由、障害のない者との平等について、その基本
がいねん ていぎ
概念を定義する。

さべつ ごうりてきはいりよ ていぎ
・差別ならびに合理的配慮についての定義
しょうがいけんりじょうやく のつと しょうがい もと さべつ けいたい さべつ ふく ちよくせつてきさべつ
…障害者権利条約に則り、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別を含むものとし、直接的差別、
かんせつてきさべつ ごうりてきはいりよ けつじょ さべつ ていぎ ごうりてきはいりよ ばめん
間接的差別、ならびに、合理的配慮の欠如を差別として定義する。合理的配慮とは、あらゆる場面において
しょうがい もの びょうどう かくほ しょうがい ともな ふじゅう しゃかいてきふり ていぎ
障害のない者との平等を確保するために、障害に伴う不自由や社会的不利をおぎなうものとして定義する。

くに ちほうこうきょうだんたい せきむ
・国ならびに地方公共団体の責務
くに およ ちほうこうきょうだんたい あら きほんほう さだ けんり じゅう じつげん さべつてつぱい せきむ ゆう
…国及び地方公共団体が、新たな基本法に定める権利と自由の実現と差別撤廃の責務を有するものとする。

とうじしゃんかく せいさくけつてい しょうがいしゃさくじっし すいしんたいせい けいかくさくてい
・当事者参画による政策決定ならびに障害者施策実施・推進体制と計画策定

じっしつてき どうじしゃさんかく ほしょう せいさくけつてい しょうがいしゃしきくじっし すいしんたいせい けいかくさくてい
・実質的な当事者参画を保障した、政策決定ならびに障害者施策実施・推進体制と計画策定につい
ただ
て定めるものとする。

- かんし もにたりんぐ きかん せっち
・監視（モニタリング）機関の設置
- さべつ ぎやくたい よぼう ほご きゆうさい かんし ぎようせい どくりつ きかん せっち さだ
・差別や虐待の予防、保護・救済ならびに監視のための行政から独立した機関を設置することを定め、
ぐたいてきないようとう さべつきんしほう ぎやくたいぼうしほう
具体的内容等は、差別禁止法・虐待防止法によるものとする。

しんたにいん 【新谷委員】

きほんほう ちょうさ どうけい じっし きてい くわえる しょうがいしゃしきく せいさく かつけいぞくてき じつたいちょうさ
4) 基本法には調査・統計の実施についての規定を加えるべきと思います。全ての障害者施策は、正確な且つ継続的な実態調査を
きそ けいかくりつあん ひつよう しょうがいしゃ ていぎ みなお そうきゅう じっし あらた はんい しょうがいしゃ たいしょう じつたい
基礎に計画立案される必要があります。障害者の定義の見直しを早急に実施し、新たな範囲の障害者を対象とした実態
ちょうさ もとづくしきくりつあん しょうちょう ちほうじちたい ぎむ ひつよう かんが
調査に基づく施策立案を省庁、地方自治体に義務つける必要があると考えます。

せきぐちいん 【関口委員】

せきぐちいけん けっかくじょうこう さべつりつぼう あらだ
関口意見：欠格条項と差別立法の洗い出し。
いりょうかんさつほう せいしんほけんふくしほう かいはい ひつす
とりわけ、医療観察法と精神保健福祉法の改廃は必須である。

つちもといん 【土本委員】

ちてきしょうがいのことをほかの委員にもわかってもらいながら かいぎ
会議をすすめていくことで ちてきのこんなもしっていくことにつな
がるとし、ほかの委員もわかったのかかくにんがひつようです。
かいぎ いいん

おなじ会議をしている委員としてもおたがいにわかっていけるのじゃないのかとおもいます。
えいごも ききなれないことばでいってもそのいみもわからないままにしない えいごでいゆうのはべんりなところもあるのですが つかつ
いいん

ている委員だけがわかってせんたいにわからなければ ごうりてきはいりよがしていないとゆうことになるのかとおもいます。
ぎちょうもはいりよしていくべきです。
おたがいのこんなをしっていくこともひつようです。
わたしにひとつひとつりかいてきているかかくにんをしてください。
そうでなければわたしがおいていかれる。

なかにしいん 【中西委員】

しょう しゃせいどかいかく けんとう あ ろんてん ついかこうもく
1. 「障がい者制度改革の検討に当たっての論点」への追加項目

しょうがいじしえん

・ 障害児支援

しょうがいじ ふくし しょうがいしゃそうごうふくしほう なか いち しょうがいじ ひつよう いりょう
障害児にかかる福祉サービスは「障害者総合福祉法」の中に位置づける。障害児に必要な医療、
りょういくなど ちいき ていきょう しせつ せいび じゅうじつ はか
療育等を地域において提供することができるよう施設の整備および充実を図る。

なんびょうたいさく

・ 難病対策

なんびょう かん ちょうさけんきゅう なんびょうかんじゃ いりょうひふたん けいげん あら ほうせいど せいび
難病に関する調査研究および難病患者の医療費負担の軽減を新たな法制度を整備す
る。

にほん こくさいこうけん

・ 日本の国際貢献について

なか しょうがい いち
ODAの中での障害の位置づけについて
たいへいようしょうがいしゃ ねん
アジア太平洋障害者の10年について

よさんへんせい せいしょうれい かか きんきゅうかだい けんとう

2. 予算編成・政省令に関わる緊急課題の検討

ちゅうかんほうこくご ぶかい せっち たいおう きんきゅう かだい だい かい かいぎ どうぎ
中間報告後の部会の設置では対応ができない緊急の課題について、第2回の会議において動議を
おこない だい かい かいぎ よさんへんせい せいしょうれい かん きんきゅうかだい かんするぶかい せっち がつ
行い、第3回の会議において予算編成・政省令に関する緊急課題に関する部会を設置し、5月ま
しゅうちゅうとうぎ けつろん さい じりつしえんほう てきようはんい もんだい じりつしえんいりょう
でに集中討議し結論をだす。その際、自立支援法のサービス適用範囲の問題、自立支援医療や
しゅうにゅうにんてい りょうしゃふたん しょうがいていどくぶん もと こっこふたんきじゅん かいごほけん
収入認定など利用者負担について、障害程度区分に基づく国庫負担基準、介護保険との
ゆうせんりょう もんだい けんとうかだい いいん じんせん すいしんかいぎ いいん げんてい ぎちよう
優先利用の問題などを検討課題とすること。委員の人選については推進会議の委員に限定せず、議長
いちにん
に一任とする。

ちゅうしょうきょう しんぎかい かんけいせいり

3. 中障協や審議会との関係整理

じむきょく ちゅうしょうきょう しんぎかい ていきてき ほうこく おこな すいしんかいぎ いけん はんえい
事務局が中障協、審議会に定期的な報告を行い、推進会議の意見が反映されていくように
いけんちようせい
意見調整をはかっていく。

せいどかいかくすいしんほんぶ かんけい

4. 制度改革推進本部との関係

よさんかんれん せいしょうれい かん けんとう すす しだい ほんぶ かいぎ かいさい ずいじじっし はか
予算関連・政省令に関する検討が進み次第、本部との会議を開催し、その随時実施を図っていく

たいせい
体制とする。

ながさいいん 【長瀬委員】

しょうがいしゃきほんほう こくさいきょうりょく かん じょうぶん しんせつ ていあん

○障害者基本法に国際協力に関する条文の新設を提案します。

りゅう

○理由

ほんすいしんかいぎ おお かだい しょうがいしゃ けんりじょうやく じんけんじょうやく はじ こくさいきょうりょく かん

本推進会議にとって大きな課題である、障害者の権利条約は、人権条約として初めて、国際協力に関する
どくりつ じょうぶん ふく だい じょう どうじょうやく ひじゅん ていけつ にほんこくない せいさく こくさい

独立した条文を含んでいます（第32条）。同条約の批准（締結）のためには、日本国内の政策だけでなく、国際
きょうりょくぜんばん とく かいはつえんじょ しょうがいしゃ じんけんほしょう しょうがい もと さべつてつぱい ふかけつ

協力全般、特に開発援助において、障害者の人権保障と障害に基づく差別撤廃は不可欠です。

かつきてき しょうがいたうじしゃ さんか せいりつ しょうがいしゃ けんりじょうやく こくさいてき じっし たいへいようちいき

画期的な障害当事者の参加により成立した障害者の権利条約の国際的な実施、とりわけアジア太平洋地域での
じっし にほん こくさいきょうりょくぜんばん とく かいはつえんじょ かんする しょうがいしゃじしん さんかそくしん か

実施のために、日本の国際協力全般と特に開発援助に関する、①障害者自身の参加促進と、②バリアフリー化とイ
か ほうてき こんきょ めいかく ひつよう しょうがいしゃ けんりじょうやく にほん

ンクルーシブ化のために、法的な根拠を明確にする必要があります。そのためには、障害者の権利条約にならって、日本の
しょうがいせいさく こんぼん しょうがいしゃきほんほう こくさいきょうりょく かん どくりつ じょうぶん しんせつ さいぜん

障害政策の根本をなす障害者基本法に、国際協力に関する独立した条文を新設することが最善です。

まついいん 【松井委員】

7. その他

けんりじょうやく だい32じょう こくさいきょうりょく きてい げんざい きほんほう ふくめ わがくに しょうがいかんれんほう こくさいきょうりょく

権利条約では第32条などで国際協力について規定されているが、現在のところ基本法を含め、わが国の障害関連法には国際協力
かんするきてい げんこう しょうがいしゃきほんけいかく ねんど こくさいきょうりょく ふくまれて こんきょ きほんほう わがくに きょうどう

に関する規定はない。現行の障害者基本計画（2003～2012年度）に「国際協力」が含まれている根拠は、基本法ではなく、わが国が共同
ていあんこく だい2じあ じ あたいへいようしょうがいしゃ じゅうねん ねん せいさく

提案国となった「第2次アジア太平洋障害者の十年（2003～2012年）」の政策ガイドラインである「びわこミレニアムフレームワーク（BMF）」
および「びわこプラスファイブ」などである。したがって、仮にアジア太平洋障害者の十年が2012年度で終了した場合には、障害者
かりにあ じ あたいへいようしょうがいしゃ じゅうねん ねんど しゅうりょう ばあい しょうがいしゃ

基本計画からは「国際協力」の項目がなくなることもありうる。したがって、権利条約第32条などで規定されている「国際協力」に
きほんけいかく こくさいきょうりょく こうもく けんりじょうやくだい32じょう きてい こくさいきょうりょく

我が国として2013年以降も引き続いて取り組むには、その根拠となる規定を基本法などに盛り込む必要がある。